

いかに幸いなことが  
主を畏れ、主の道に歩む人よ。 詩編二二八編一節

『天皇の代替わり問題とキリスト教Q&A』目次

はじめに	1
編集基準	6
第1章 天皇の代替わり	8
A・大喪の礼	8
Q 1 天皇が死去したら、どんなことが行われるのでしょうか？	8
写真①②	9
Q 2 「大喪の礼」とはどのような儀式で、どのような問題があるのでしょうか？	10
Q 3 「大喪の礼」と一般の葬儀とは、どのような違いがあるのでしょうか？	11
「声明」政教分離原則違反の「三笠宮(寛仁)葬儀への抗議声明	12
B・即位の礼	13
Q 4 「即位の礼」とはどのような儀式で、どのような問題があるのでしょうか？	13
写真③④⑤	14
Q 5 米国大統領就任式と「即位の礼」とは違うのですか？	16
C・大嘗祭	19

Q 6 「大嘗祭」とはどのような儀式で、どのような問題があるのですか？	17
Q 7 「大嘗祭」はいつから始まったのでしょうか？	18
Q 8 「大嘗祭」の費用はどこから出ているのですか？	19
「三ツム①」「皇室費」	20
「三ツム②」「代替わり儀式の戦前・戦後の違いと変わらないもの」	21
「三ツム③」「代替わり儀式から見えてくる「天皇教」の性質」	22

第2章 天皇の代替わりとキリスト教	24
Q 9 なぜキリスト者とキリスト教会は「大喪の礼」「大嘗祭」	24
「即位の礼」を問題にするのですか？	24
Q 10 キリスト者には「見張り」の役割があるといいますが…？	25
Q 11 聖書を読むことで天皇制をどのように考えたりよいのですか？	26
「三ツム④」「明治、大正天皇死去後の教会の対応」	27

第3章 以前には何が起ったか	30
Q 12 昭和天皇の時にはどんなことが起こりましたか？	30
Q 13 キリスト者と教会はその時、どう対応しましたか？	31

第4章 国と天皇制と神道との結びつき	34
A・祭政一致	34
Q 14 元号とは何ですか？	34
写真⑥⑦	35
Q 15 元号をどのように考えたのでしょうか？	36

	「リム⑤」「元号法」……………	37
	写真⑧⑨……………	38
	「リム⑥」「皇室神道とは何ですか―神道の五分類」……………	39
	「リム⑦」「戦後の内閣総理大臣の靖国神社と伊勢神宮参拝について」……………	40
	B・政教分離……………	
	Q 16 天皇は儀式によって特別な人になるのですか？……………	41
	Q 17 天皇・天皇后に關する裁判にはどのようなものがありますか？……………	42
	「リム⑧」「即位の礼・大嘗祭などをめぐる違憲訴訟のいろいろ」……………	43
	写真⑩⑪……………	44
	「リム⑨」「即位の礼・大嘗祭違憲訴訟最高裁判決および問題点」……………	45
	「リム⑩」「宮中行事と三権の長」……………	46
	Q 18 天皇明仁が東日本大地震災害被災地を訪問していますが？……………	47
	「声明」NCC靖国神社問題委員会……………	49
	「天皇制と東日本大地震復興・原発問題への声明」……………	49
	第5章 天皇・天皇制について……………	
	Q 19 「天皇制」とは何ですか？……………	52
	「リム⑪」「憲法と皇室典範」……………	53
	Q 20 昭和天皇には、戦争責任があると言われていますが？……………	54
	「リム⑫」「戦後の天皇制」……………	55
	Q 21 天皇に個人の自由はあるのですか？……………	56
	Q 22 「女系天皇」とは何ですか？……………	57
	Q 23 英国王制と天皇制は同じですか？……………	58

第6章 私たちの課題

	A・憲法……………	
	Q 24 「象徴天皇」をどのように考えたらよいですか？……………	60
	Q 25 現在の「象徴天皇」の姿とは何ですか？……………	61
	B・宣教・伝道……………	
	Q 26 「天皇制」に反対することは伝道の妨げとなるのではないのでしょうか？……………	62
	「リム⑬」「ドイツ告白教会―信仰を告白するとは」……………	63
	【資料】……………	
	● 昭和の終わり・即位の礼・大嘗祭等に関して日本キリスト教協議会(NCC)・同関連団体の声明……………	66
	● 昭和天皇死去・即位の礼・大嘗祭等の行事に対するNCC及び関連教派・団体等の声明一覧……………	81
	● 大喪の礼、即位の礼、大嘗祭をめぐる主要事項年表……………	86
	● 日本国憲法第一章(第一条〜第八条) 天皇……………	105
	● 日本国憲法第二章第二〇条「宗教の自由」 七章第八九条「公の財産の支出又は利用の制限」……………	107
	● 新旧皇室典範対照表(抜粋)……………	108
	● 皇位継承順位と皇室の構成……………	112
	● 宮内庁関係予算推移(一九四七〜二〇二一年度)、皇室用財産一覧表(二〇二〇年度)……………	113
	● 「即位の礼・大嘗祭諸儀式」(登極令・同附式、昭和、平成)……………	115
	● 大喪の礼・即位の礼・大嘗祭に関するパンフレット、記録、参考図書……………	119
	● 執筆に使用した主要参考図書・文献……………	123
	● NCC靖国神社問題委員会出版物一覧……………	125
	おわりに……………	126



## A. 大喪の礼

天皇が死去したら、どんなことが行われるのでしょうか？

A1

天皇が死去すると普通の人の死去と同じように葬儀が行われます。天皇の葬儀の仕方  
は時代によって異なります。仏教が日本に  
伝えられた六世紀以前では大王（後の天  
皇）の葬儀は大略以下のようです。

まず、もがらのみ殯宮に遺骸が安置され、関係者が故人を  
偲ぶ言葉を繰り返し、死去した大王を慰めいたわ  
るとともに、新大王への忠誠を誓い、やがて準備  
された墓に埋葬されます。

仏教伝来以後は、天皇の葬儀に仏教色が加わり、  
一三世紀に京都に泉涌寺（皇室の菩提寺）が開創  
されると、仏式の葬儀が一般になります。

しかし、明治時代になると、はいぶつぎせき廃仏毀釈により、  
仏教が排撃され、神格天皇制が創設されると、天  
皇の葬儀も神道形式で行われるようになります。

一九二二年におこなわれた明治天皇の葬儀は、公  
布前に形づくられていた皇室喪儀令（一九二六年  
公布）により行われました。

昭和天皇の葬儀は、皇室典範第二五条に「天皇  
が崩じたときは、大喪の礼を行」と定められて  
いるのみですが、事実上は旧皇室喪儀令に基づい  
て実施されました。

一九八九年一月七日の昭和天皇死去後、約一年  
間にわたり葬儀に関わる神道諸儀式が行われ、鳥  
居を備えた武蔵陵墓地に埋葬されました。



写真①「剣璽等承継の儀」

昭和天皇の死去直後の閣議決定で国の儀式とされた「けんじとうしょうけい剣璽等承継の儀」。皇位の  
しるしとされる神器を継承する儀式。首相以下の閣僚、衆参両院議長・副議長、  
最高裁長官ら26人が参列。国家元首のような扱いに天皇制の根源を見る。



写真②「葬儀の行列」

昭和天皇の亡骸は、みかげし御影石張りの石槨に入れられ、多数の先導者・従者に囲ま  
れ祭場殿へ。そこでりょうじよ陵所の儀が行なわれた。こうした映像により、無言のちやうい弔意  
の強制がなされていた。



「大喪の礼」とはどのような儀式で、どのような問題があるのでしょうか？

A2

死去した天皇、死去した天皇の母、死去した天皇の妻・皇后の葬儀を「大喪」と呼び、他の人間の葬儀と区別しています。戦後一九四七年に廃止された皇室喪儀令によって、葬儀の仕方が細かく規定されていました。現憲法下での昭和天皇の葬儀は、徹底した政教分離の形式で行われるべきなのに、神格天皇制を前提とする旧皇室喪儀令に即して行われました。一九八九年二月二十四日、新宿御苑で昭和天皇の葬儀が行われました。

「大喪の礼」の全体は国葬（委員長 竹下登首相）として行われ、神道色の濃厚な部分は、皇室主催の「葬場殿」の儀として行われました。朝、皇居を出発した葬列は、葬儀場に到着後、昭和天皇の靈柩を、葬場殿に安置しました。葬場殿と参

列者を隔てる幔門（黒の幔幕）が閉じられ、鳥居などが設置された後、再び幔門が開かれ、皇室主催の「葬場殿の儀」が行われ、天皇による御誄が読み上げられました。

終了後、鳥居などが撤去され、国の儀式である「大喪の礼」に移り、総理大臣など三権の長が弔辞を述べました。神道式の葬儀「葬場殿」の儀が国葬の中に入れられ、外形的には一体化して、政教分離になっていない重要な問題点を残しました。

私たちは、憲法第二〇条に抵触する行為だったと考えます。

「大喪の礼」と一般の葬儀とは、どのような違いがあるのでしょうか？

A3

天皇の葬儀である「大喪の礼」と一般の葬儀との形式的な違いは、国葬と個人葬（地域葬）との相違です。しかも、「大喪の礼」の中には、皇室主催の神道式の「葬場殿の儀」が挟まれていて、複雑な形となっています。

一九八九年の現憲法下での昭和天皇の葬儀は、徹底した政教分離の形式で行われるべきでしたが、神格天皇制を前提とする旧皇室喪儀令に即して行われたところに、根本的な問題がありました。私たちは、憲法第二〇条に抵触する行為だったと考えます。

人間の死と死後をどのように捉えるかは個人により千差万別です。ですから、死を個人的、社会的に確認する葬儀の仕方も多様な形をとりま

普通個人葬の多くは、宗教色を持っています。

日本では、仏式の葬儀が九〇%を超えると見られています。

その他、神道式、キリスト教式などが数%あります。葬儀と宗教は不可分の関係にあり、日本のようにさまざまな宗教が並存している社会では、自分の信じる宗教とは異なる宗教の葬儀に参列せざるを得ない状況にあります。

ですから、葬儀に参列する者の儀式への参加の自由なあり方を許す必要があります。このような日本の状況の中で、天皇の葬儀を国葬とするならば政教分離を徹底させる上で、無宗教の形式を取るのが望ましいでしょう。



## 〈声明〉

内閣総理大臣 野田 佳彦 様  
宮内庁長官 風岡 典之 様

### 政教分離原則違反の「(三笠宮) 寛仁」葬儀への抗議声明

2012年6月6日に死去した「(三笠宮) 寛仁」の葬儀や墓の建造費用として、2012年度の国の一般会計予備費から1億3100万円を支出することが6月12日の閣議でまりました。

これは政教分離原則である憲法89条に違反しています。公金その他の公の財産は、宗教上の組織や団体に対して支出したり、利用に供したりすることはできません。

また6月14日の東京文京区の豊島岡墓地で行われた「葬場殿の儀」には、野田首相をはじめとする「三権の長」と共に外国人大使ら約660人が参列しました。「葬場殿の儀」は「斂葬(れんそう)の儀」の一部であり、一連の葬送行事の中心行事で、古来の神道形式で行われるものです。こうした宗教行事に「三権の長」と共に外国人大使ら約660人が参列したことは、明らかに政教分離原則である憲法第20条に反しています。

日本キリスト教協議会(NCC)では、かつて「昭和天皇」の死去の際に「大嘗祭に反対する声明」(1989年7月27日)を出しました。その中で「しかし政府は『昭和天皇』の葬儀に際し、皇室行事(葬場殿の儀)と国の行事(大喪の礼)とを同じ日・同じ流れの中で挙行し、葬場殿の儀にも100億円に近い国費を支出し、国家と宗教との分離を原則とする、政教分離の規定を公然と蹂躪しました」と、政教分離原則違反を訴えました。

このような政教分離原則違反をおろそかにすることは、次の代替わりの際に予想される、日本国憲法上法的根拠のない天皇が神となる「大嘗祭」の挙行に再び道を開くこととなります。神格天皇のもとに国家と宗教が一体化(国家神道)し押し進めた戦争でアジアの人々を殺戮した道へと再びこの国が陥る危険を決して見逃すことはできません。

ここに、「(三笠宮) 寛仁」の葬儀において、公然と政教分離原則の憲法違反がなされたことに、強く抗議をします。

2012年7月2日

日本キリスト教協議会(NCC)靖国神社問題委員会  
委員長 坂内 宗男

## Q4

### B. 即位の礼

#### 「即位の礼」とはどのような儀式で、どのような問題があるのか？」

### A4

一九九〇年一月二日、「平成の即位の礼」が行われました。続く二日夕方から二十三日未明にかけての「大嘗祭」と、即位直後(一九八九年一月七日)の「剣璽等承継の儀」と合わせて、新天皇の即位儀礼は完了したといわれています。皇位の継承すなわち践祚、「即位の礼」および「大嘗祭」は、旧皇室典範では一連の儀式として成文化されていますが、単なる習俗や伝統ではなく、宗教儀式です。そのうちの「即位の礼」は、天皇が皇位を継承したことを内外に示す儀式で、諸外国における戴冠式にあたります。

天皇の践祚に相当する儀式が、昭和天皇死去の日に行われた「剣璽等承継の儀」でした。これは現行の皇室典範にはありませんが、国の儀式とし

て行われました。即位式の後に、皇室神道儀式である「大嘗祭」が「公的性格を持った皇室行事」として行われました。また、現行の皇室典範には、「即位の礼」の内容および場所などについての具体的な規定はありません。

新天皇の「即位の礼」は皇居で行われたので、従来「京都御所・紫宸殿の儀」と称していた儀式が「正殿の儀」となりました。即位儀式には、一億円の経費がかかったとされています。

「即位の礼」にて天皇は、「おことば」として「日本国憲法を遵守し、日本国及び日本国民統合の象徴としてのつとめを果たすことを誓う」と言っています。





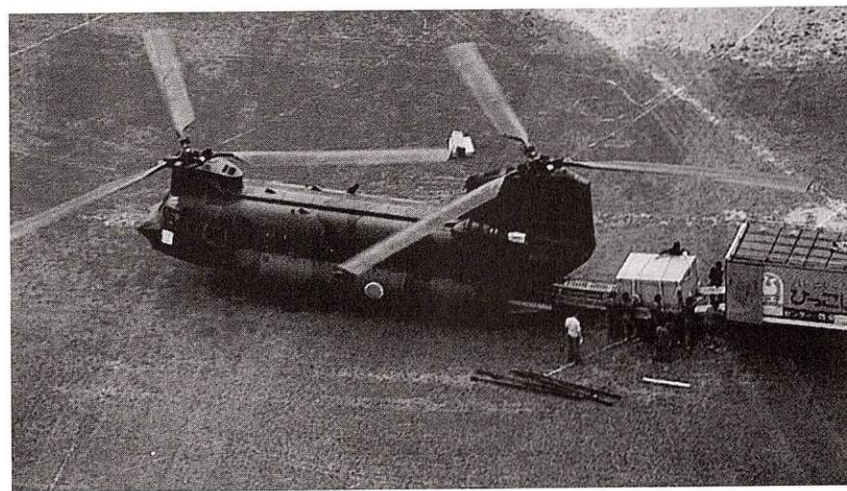
写真⑤「即位の礼」

1990年11月12日、新天皇の即位を披露する「即位の礼」が皇居で国の行事として行なわれた。日本国憲法のもと、象徴天皇制における即位式は、すべて戦前にならったものだった。1990年11月12日海部首相が「ご即位を祝して 天皇陛下万歳」と発声。これも戦前にならったものか。



写真③「弔砲発射！」

葬列のスタートに合わせて、陸上自衛隊が皇居東御苑から弔砲21発を発射した。自衛隊と天皇との深いかかわりが見える。



写真④「<sup>たかみくら</sup>輸送中の高御座など」

即位の礼に使う高御座と皇后が上がる<sup>みちようだい</sup>御張台とが、京都御所から東京へ空輸。厳戒態勢の中で極秘に自衛隊のヘリコプターが使用された。自衛隊は、こうした任務も負う。1990年5月29日。



## 米国大統領就任式と「即位の礼」とは違うのですか？

A5

バラク・オバマ米国大統領は、就任式でリンカーン大統領が用いた聖書に手を置き、宣誓を行いました。この行為は日本国憲法に照らし合わせれば、政教分離原則違反だと考えられます。

しかし、就任式に用いる聖書は、指定されてはいませんが、イスラム教のコーランを用いてはならないということでもありません。また、米国大統領就任式と天皇の「即位の礼」には、大きな違いがあります。

米国大統領は、「万世一系」といわれる天皇のような世襲制によって継承されるのではなく、国民の選挙によって選ばれます。

また、米国大統領は、前大統領の職務を継ぐ一人の人間であり、あくまでも政治的権力者です。

一方、天皇になる一連の即位儀式によって行われることは、「天皇は神聖にして犯すべからず」(大日本帝国憲法第三条)といわれたように、天皇の神格化です。天皇は、皇室神道においては最高祭司ですし、神社神道にとっては現人神です。

戦後、憲法上の天皇は、「日本の象徴」とされましたが、天皇が宗教的権威を持っていること、また一連の即位の儀式が神道儀式であることは明らかであり、米国の大統領就任式とは決定的に違います。

## C. 大嘗祭

## 「大嘗祭」とはどのような儀式で、どのような問題があるのですか？

A6

「大嘗祭」は、新しく即位する天皇を神とするための最も重要な神道儀式です。

「大嘗祭」では、新しい天皇が、神々に供えるための稲を作る「悠紀斉田」・「主基斉田」から穫れた新穀の飯や、酒などを天皇の祖先の神々に供え(神饌の儀)、それを共に食べる(共食の儀)という儀式(神人共食儀礼)が行われます。

また、この儀式が行われる「大嘗宮」には、神座があり、そこには布団や枕などが置かれています。新しい天皇がその布団にくるまり、神々と共に寝る儀式も行われます(御衾の儀)。

このような一連の儀式を通して、新しく即位する天皇が先祖の神々と一体となり、「現人神」となることされています。

ですから、この儀式は、天皇の代替わりの数ある行事の中でも、新しい天皇を神格化するために最も必要で重要な儀式なのです。

こうして天皇を神格化することは戦前に戻ることであり、日本国憲法に照らしても大変大きな問題です。

何よりも出エジプト記にある十戒の第一戒「あなたには、わたしをおいてほかに神があってはならない」(二〇章三節)に反しているので、私たちキリスト者にとって決して見過ごしてはならない問題なのです。

「大嘗祭」はいつから始まったのでしょうか？

A7

皇室では、毎年秋に「新嘗祭」が行われています。「新嘗祭」とは、収穫物を神道の神々に感謝し、新米等を供え、お下がりを食べることによって神々からの力を新しくし、翌年の稲の実りを願う神道儀式です。

毎年行われている「新嘗祭」と区別し、天皇一代に一度の「大嘗祭」が行われるようになったのは、七世紀後半の天武天皇の時代とされています。

平安初期には、「大嘗祭」の祭儀が整えられて、八七二(貞観二)年に成った「貞観儀式」には、皇位継承の儀礼である「踐祚」、「即位の礼」、「大嘗祭」の次第が記されています。

しかし、朝廷の力が弱くなった室町時代には、形だけの「即位の礼」が続きましたが、多額の費用を必要とする「大嘗祭」は、執行することがで

きなくなりました。「大嘗祭」は、一四六六年に行われたのを最後に、二二一年間行われませんでした。

現在言われるような形に整えられたのは、明治時代の登極令によつてです。

しかし、この「登極令」は、戦後の「皇室典範」にはなく、廃止されているのですから、現憲法下で「大嘗祭」を行うことは大きな矛盾があります。

「大嘗祭」の費用はいつから出しているのですか？

A8

日本国憲法のもとでは、「大嘗祭」の意義はなくなっています。

現在の皇室典範において、即位儀礼として定められているのは、「即位の礼」だけで、「大嘗祭」の規定はありません。

戦前に行われた「大嘗祭」と同様の儀式を現在行うのは、現憲法の政教分離規定からすれば違憲でしょうかありません。

政府は一九九〇年の天皇明仁による「大嘗祭」に際し、次のような正式見解を出しました。

「稲作農業を中心とした我が国の社会に古くから伝承されてきた収穫儀礼に根ざしたものであり、天皇が、即位の後初めて大嘗の宮において新穀を皇祖及び天神地祇にお供えになって、自らもお召し上がりになり、皇祖及び天神地祇に対し、安寧

と五穀豊穰などを祈念される儀式である。」

このことから、「大嘗祭」は「公的性格」を持つので、その費用を宮廷費(コラム①「皇室費」二〇ページ参照)から支出することが相当としました。いつまでもなく宮廷費は国費です。

明らかに神道行事である「大嘗祭」に、宮廷費(国費)を支出することは明白な憲法違反です。



## 「皇室費」

明治維新以降から敗戦までの皇室財産の中心は、有価証券からの利益、山林経営による収益、国庫からの交付金の三つでした。天皇家は、三井、三菱といった大財閥をしのぐ、世界の王家でも第一位の富豪でした。

敗戦後、GHQ（連合国軍総司令部）は、皇室財産の解体を行うために、一九四五年一月一日に皇室財産凍結指令を発しました。GHQの意向は日本国憲法に反映され、第八八条で「すべて皇室財産は国に属する。すべての皇室の費用は、予算に計上して国会の議決を経なければならない」とされ、全ての皇室財産は国に属し、皇室の支出は国会の議決に基づくことになりました。

一九四六年に財産調査が行われ、皇室財産総額は三七億円と評価されました。新税制により三三億円の財産税を徴収し、残りの皇室財産も原則として国有財産としました。

皇居などの建物は国有財産となり、「皇室用財産」と称して、国が皇室に提供しています。

宮内庁関係予算は、宮内庁の経費である宮内庁費と天皇・皇族の予算である皇室費に大別され、皇室費は天皇家の私的費用の内廷費、皇室の公的活動に使われる宮廷費、皇族の私的費用である皇族費に分けられています。

ちなみに二〇二一年度宮内庁関係予算は、内廷費三億二四〇〇万円、宮廷費五六億八四〇〇万円、皇族費二億八八〇〇万円、皇室費計六億九六〇〇万円です。それに宮内庁費一〇七億八六〇〇万円が加わり、宮内庁関係予算全体としては一七〇億八二〇〇万円になります。

## 「代替わり儀式の戦前・戦後の違いと変わらないもの」

戦前の天皇の代替わり儀式は、皇室の基本法としての「旧皇室典範」（一八八九年制定）が、大日本帝国憲法とならび最高法規として存在し、その下位法である「皇室令」によって、細かく規定されています。践祚・改元・即位礼・大嘗祭などを定めた「登極令」（一九〇九年制定）や天皇の葬儀などを定めた「皇室喪儀令」が、その代表的なものです。ところが日本国憲法の制定によって、「皇室令」は廃止され、「皇室典範」（一九四七年制定）も日本国憲法の下に組み入れられて、国会が新たに制定した単なる法律の一つとなりました。現行の「皇室典範」に規定されている代替わり儀式は、「即位の礼」と「大喪の礼」だけで、「大嘗祭」はその規定にありません。また日本国憲法の政教分離の原則により、神道式の「皇室祭祀」に政府が関与することは憲法違反です。

しかし「皇室令」が廃止されたといっても、「皇室祭祀」は廃止されてはいません。皇室祭祀に関する政府の解釈は、「従前の規定が廃止となり、新しい規定ができないものは、従前の例に準じて」処理すること、でした。そして昭和天皇の死去と皇太子明仁の即位は、日本国憲法下での最初の代替わり儀式となったため、日本国憲法の原則を最大限尊重する形で儀式を行うのが、戦前以来の伝統を優先させるのが、裁判において大きな争点となりました。一九九五年「即位の礼・大嘗祭」違憲訴訟大阪高裁判決では「即位の礼・大嘗祭は」政教分離規定に違反の疑いあり」という判決が出られています。

### 「代替わり儀式から見えてくる『天皇家』の性質」

「大嘗祭」は、天皇の絶対的支配の一方的宣言です。それは被支配者への絶対的服従を前提としています。その実例として、祭式の服属儀礼に見ることが出来ます。

久米歌は、「神武天皇東征」の時の征服（軍事的征服）の歌です。

国栖奏は、応神天皇が吉野宮に「行幸」したとき、土俗の民が、その土地の物産を献上したときの故事にちなんでその所作を演ずるものです。

その服属儀礼は今日も吉野の浄御原神社で行われています。土俗の民が献上するその姿は「蛙のうづにはいつくばって」いるのだそうです。

隼人舞は、「大嘗祭」当日、「大嘗祭」の開門を待って、隼人が悪霊払いの発声（犬吠え）をします。

古事記に、兄・海幸彦（ホデリノミコト）と弟・山幸彦（ホオリノミコト）の物語がありますが、その兄弟が釣針のことで争い、兄が弟に服従を誓うことになり、「吠狗」として朝廷の警備役となることが語られています。隼人舞は、兄が弟に懲らしめられ、海に溺れ苦しむときのよつすを演じ奏するものです。

## 第2章 天皇の代替わりとキリスト教



なぜキリスト者とキリスト教会は「大喪の礼」「大嘗祭」「即位の礼」を問題にするのですか？

**A9** キリスト者やキリスト教会は、イエスの復活の生命とその教えにつき動かされ、この世でイエスの弟子として生きようとしている人の群れです。そのイエスがもたらしたメッセージの中心は「神の国（神による支配）」と言われます。

このメッセージは、二〇〇〇年五月に、森喜朗首相が日本は天皇を中心とする神の国と言った、いわゆる「神の国発言」とは別な原理です。イエスによる神の国は、地上のある特定の人間や制度を絶対とした人間による支配ではなく、神による支配を見出し希求していく生き方です。すなわち、イエスの「神の国」のメッセージを、この地上の権威や制度を相対化し批判する原理として受け取り応答していくのがキリスト者なので

す。その意味で、天皇の死を特別に意味づける儀式や即位などには批判的に向き合って問題とするのです。

キリスト者やキリスト教会とは言ってもさまざまです。天皇代替わりの儀式を問題としなかったり、積極的に推進したりする人もいます。

人が神となる天皇の代替わりにあたって、天皇と国に関係する儀式を問題にすることは、自らの宗教や信仰を見直す機会にもなります。

この国の歴史を振り返り、今のあり方を問うことから自らの信仰に自覚的に応答していくことにもつながると思います。

キリスト者には「見張り」の役割があるといいますが…？

**A10** キリスト教諸教派・諸団体は、先の戦争を振り返り、それぞれ「戦争責任告白」を表明しています。

その中でも一九六七年の日本基督教団をはじめ、日本基督教改革派教会（一九七六年）、日本バプテสต์連盟（一九九二年）、カンバーランド長老キリスト教会（一九九五年）などでは、エゼキエル書が述べる「見張り」（二三章一節〜七節）を使い、預言者としての役割を果たせなかったことを反省しています。

またカトリックでも司教協議会会長による戦争責任の告白（一九八六年）、教会共同体の責任（一九九五年、司教団メッセージ）表明がされました。その他のキリスト教諸派・諸団体も、戦争への加担や協力に関して、同じ様な基調の告白がなさ

れています。預言者としての役割や使命を怠ったのは、国家や権力者に対して対等に発言できなかったことなのです。

この反省の上に立ってキリスト者やキリスト教会は、現代社会と対話する中で聖書を読みながら、神からの呼びかけを「時のしるし」として受け止め、それを発信する「見張り」役としての使命があるとの自覚を深めています。決して特権を得て、上から「監視」することでも、悪事を働かため「見張り」をつけるというのでもありません。

今の時代、社会のゆがみ、悪と不正の存在を発信する「告発者」、苦しむ人々に寄り添うマザー・テレサのような「証し人」、沈黙の内に警鐘を鳴らしたりしている人たちも「預言者」としての役割や使命を担っていると理解します。



聖書を読むことで天皇制をどのように考えたらよいですか？

A11

一般社会での権威は、人の上で王のよう  
に勢力をふるい、力で人を従わせようとす  
ることがあります。

戦前・戦時下の、天皇を中心とした日本

ではそれが顕著に表れました。国民は天皇の赤子せきしとして天皇のために命を捧げることまでも求められたのです。しかしイエスが明らかにした神の国は、力で人を従わせる人の支配とは正反対の、僕しもべとして仕え、相手を生かすために自分を与えることとして現されました。「異邦人の間では支配者たちが民を支配し、偉い人たちが権力を振るっている。しかし、あなたがたの間では、そうであってはならない。あなたがたの中で偉くなりたい者は、皆に仕える者になり、いちばん上になりたい者は、皆の僕しもべになりなさい。」(マタイ福音書二〇章二五

〜二七節)とイエスが語ったように、神が立てた権威は、仕え、僕しもべとなることです。イエスが、十字架に自分の命を献げた僕しもべとしての姿に、神の国の権威の姿が現れています。

戦後天皇は象徴となり、主権は国民に移りました。しかし現在、天皇を頂点とする支配体制を復活させ、その権力によって人を統制しようとする動きが日に日に大きくなっています。教会も、権力によって人を上から支配した負の歴史を負っています。また自らも、上から人を従わせる天皇制的な体質を持っていることを自戒しつつ、聖書を読み、僕しもべとして人に仕えられたイエスに倣い、従う者になりたいと思います。

## 「明治、大正天皇死去後の教会の対応」

明治天皇、大正天皇死去と代替わりに直面したキリスト教会の対応は、天皇制に統合されることを疑問にせず、天皇に忠誠を誓うものでした。一九二三年七月三〇日の明治天皇死去において、プロテスタントの教会連合である日本基督教教会同盟は、哀悼の意を表しました。そして、大正天皇が万世一系の皇位を継承したことに感激し、忠誠を尽くすことを誓い、諸教会、キリスト教諸学校は奉悼式を実施しました。キリスト教の代表者が神道儀式に参列することの是非を問うた、『基督教世界』(主筆・加藤直十)に寄せられた投稿に対する答えは「それは神道的かも知れぬが、宗教としての神葬祭ではない。それは皇室歴代のしきたりで、祭官は神官ではなく、何宗教が葬儀を営むわけではない。」でした。

一九二六年二月二五日の大正天皇死去においてはクリスマス礼拝を行うことを中止しました。日本メソジスト教会は、大喪中には教会の礼拝・集会を厳粛に行い、高調軽快な讃美歌は一切謹慎するよう二月二六日付で公示し、全国各地の教会で奉悼式を行ないました。しかしキリスト教の代表は、即位礼への参加が認められませんでしたので、日本基督教連盟は、教派神道・仏教と同様に参列の栄誉を賜りたいと文部省に求めました。

日本社会の中で少数であったキリスト教会は、歴史の改革の先駆者となるという視点を持って、天皇制秩序に対して競って忠誠を表明したという歴史を残し、負の教訓となっています。



## Q 12

## 昭和天皇の時にはどんなことが起こりましたか？

## A12

一九八八年九月二日、昭和天皇の容態が深刻になるにつれ、世の中には「自粛」ムードが蔓延まんえんしました。イベントの中止や縮小、テレビ放送の内容を見直し、市民生活のきわめて個人的な部分にまで「自粛をしなければ」といった空気が拡がりました。

一九八九年一月七日、昭和天皇が死去した際には、「天皇陛下崩御みまがたふに際しての弔意奉表ちういほうへうについて」の閣議決定がなされ、「学校を始め各機関、施設等において、哀悼あいとうの意を表することが適当」との通達つうたふが文部省（当時）から出されました。このことで、特に教育現場ではとまどいと混乱こんらんがこりましました。

その通達文書は、次の通りです。

一 崩御当日を含め六日間、弔旗ちうきを掲揚すること及び公の行事、儀式その他の行事等であつて、歌舞音曲かぶおんぼくを伴うものについては、これを差し控えること。

二 地方公共団体に対しても、崩御当日を含め六日間、前項と同様の方法により哀悼あいとうの意を表するよう協力を要望すること。

三 地方公共団体以外の公署、会社、その他一般においても、崩御当日を含め二日間、第一項と同様の方法により哀悼あいとうの意を表するよう協力を要望すること。

## Q 13

## キリスト者と教会はその時、どう対応しましたか？

## A13

天皇の代替わりにあたり、キリスト教界のみならず、すべての宗教団体は課題を突きつけられました。

代替わりの儀式である「大嘗祭」は、新天皇が皇室の祖先神と交わり神格化されるあきらかな宗教儀式である以上、これを国の行事として行うことは、憲法が明確に規定している「政教分離原則」に反するのではないか、という問題です。

このことを問題にして、日本キリスト教協議会（NCCC）大嘗祭問題署名運動センターが組織され、反対運動を展開しました。

日本キリスト教協議会（NCCC）では昭和天皇死去の年に「大嘗祭に反対する声明」（一九八九年七月二七日）を出し、「私たちは、大嘗祭に反対することが、日本における教会の責任と考え、内外

の人たちと共に、幅広い反対運動をすすめていくことを、ここに表明いたします」と公にしました。

また声明「私たちは、『即位の礼』・『大嘗祭』に反対します」（一九八九年一月二八日）を出し、「私たちキリスト者は、『大嘗祭問題署名運動センター』を設立し、向こう一年間、署名・集会などの活動を行ない、『大嘗祭』に反対するため広く国内外にこの問題を訴えていくこと」を言言しました。（声明全文は資料編七九頁）

## 元号とは何ですか？

A14

「元号」はもともと、ある事実や出来事があった時点から起算して、年数を数えるための特定の称号のことをいいます。

それが次第に、皇帝や王が即位し、支配した特定の時代に使われるようになり、その支配者が自らの在位期間を表すと共に、支配の確立と服従の要件として自由に改元していくようになりました。そうした「元号」の使い方は、中国や朝鮮半島、またベトナム、琉球にも見られます。

日本では、大化の改新（六四五年）に「大化」という「元号」が使われたのが最初とされています（「日本書紀」）。

「明治」に改元された時、「一世一元の詔」が公布され、神格天皇制と共に、新天皇の即位時に改元する「一世一元の制」に変わりました。



写真⑥「1990年の闘いの記録」  
大嘗祭問題署名運動センターが発行したブックレット



写真⑦「官邸に署名提出」  
大嘗祭署名運動センターが、大嘗祭に国費を使用しないよとの署名簿提出。受け取ったのは大島理森官房長官。首相官邸にて。

敗戦と共に、日本国憲法が制定され、「皇室典範」も改正されて、「元号」を使う根拠は消失しましたが、「昭和」の「元号」は使用し続けられました。様々な議論が繰り返される中、一九七九年六月二日に「元号法」が公布・施行されました。

この「元号法」には罰則はありませんが、天皇の代替わりにより始まる「元号」により、「同じ価値観」「同じ理想」という言葉によって、国民を天皇制にからめとることを目指しているものだといえます。



「元号をどのように考えたらよいのでしょうか？」

**A15**

ある公立小学校の自由主義史観に基づいて授業で、元号の目的を、①元号は長い歴史を持つ伝統文化の一つであることを理解する、②元号に込められている願いについて考えることを通して、愛着を持てるようにするとありました。「教科書が教えない歴史」自由主義史観研究会（代表 藤岡信勝）公式サイト）。

そもそも元号は、皇帝や王といった支配者が、自分の在位期間を表すだけでなく、空間と時（世）を支配し、民に対してその権力に従うことを定めたものです。

さらには、権力者が以前の勢力より、今の自分の正当性が優越していることを主張するものでもありました。そのため元号は、時の権力者によりたびたび改まるがありました。

現在の「一世二元制」は、「万世一系」<sup>ばんせいいつけい</sup>の思想と共に、明治政府によって神格天皇制により国民を絡めとり、戦争遂行の目的のために定められたものでした。敗戦とともに一時消失しましたが、

一九七九年に「元号法」として復活しました。そこには「伝統」や「日本独自の感覚」などという言葉で、「国の自主性と独立」、「国民」であることの共有したイメージ、「日本人が長く一貫した歴史を共有」などの言葉で、再び天皇を中心とした国家へ導こうとする動きがあります。

また元号を使うことは、天皇支持か否かを調べる意図も見えます。私たちは「人」による時の支配、内心の支配を認めません。

コラム 5

「元号法」

元号法（昭和五四年六月二二日法律第四三三号。法律名なので元号をそのまま使用）は次のようなものです。

- 1 元号は、政令で定める。
  - 2 元号は、皇位の継承があった場合に限り定める。
- 附則
- 1 この法律は、公布の日から施行する。
  - 2 昭和の元号は、本則第一項の規定に基づき定められたものとする。

大日本帝国憲法のもとの「元号」の規定は、旧皇室典範<sup>きゅうしゅうてんぽん</sup>第二二条に定められていました。しかし日本国憲法では、一九四七年に現皇室典範が制定されたことで条文が消失、「元号」に関する法的な明文がなくなりました。しかしその後公的文書、民間の新聞等には慣例的に「元号表記」が使われ続けていたのです。

昭和天皇の高齢と国会決議で、一九七九年六月六日の国会で右記の「元号法」が成立（賛成＝自民党・自由国民会議、公明党、民社党、新自由クラブ。反対＝社会党、共産党、社会民主連合）、同月二二日に交付・即日施行されました。

元号法によって、日本における元号使用の法的根拠が確立しました。この法律には罰則条項はありません。当時国会審議で、「元号法は、その使用を国民に義務付けるものではない」と政府は答弁し、法制後は多くの役所で国民に元号の使用を強制しないよう注意を喚起する通達が出されましたが、地方公共団体などの公文書ではほとんど例外なく「元号」が使われています。それが一般的にも使用されるようになり、天皇支持の有無を確認する道具に使用されているのは確かです。私たちは「元号」を使わないようにしたいと考えます。

「皇室神道とは何ですか—神道の五分類」

神道は、皇室神道、神社神道、民間神道、学派神道、教派神道に分類されますが、その中で皇室神道が天皇家を中心とする宗教です。天皇は、皇室神道の最高祭司です。

皇室神道とは、皇居の中にある宮中三殿で行われる様々な祭りを中心とした祭祀のことです。宮中三殿とは、皇祖神天照大神を祀る「賢所」、歴代天皇の祖霊を祀る「皇霊殿」、天神地祇、八百万神々を祀る「神殿」の三つです。

皇室神道の祭祀は、大祭と小祭の二つに分けられ、大祭には、紀元節祭（二月一日）、新嘗祭（十一月三日）など三の祭祀があり、天皇みずから祭主として祭りを執り行います。このうち、新天皇即位の直後に行う新嘗祭を特に大嘗祭と呼び、天皇一世一代の大祭とされています。大嘗祭は、皇室神道のみにある祭りです。

神社神道とは、宗教施設としての各地の神社を中心に営まれる儀礼中心の宗教です。現在、全国にある大きな神社は、皇室の氏神である伊勢神宮を中心とした神社本庁のもとにまとまっています。民間神道は、各地の民俗として行われているイェヤマツラの祭りのことです。学派神道は神道学者による理論化の試みです。教派神道は、江戸時代末期、明治維新期に誕生した創唱宗教（新宗教）のことです。なお、「国家神道」とは、一九四五年（GHQ）神道指令（）までの国家の支援のもとにおこなわれた神道を指す名称です。



写真⑧「新天皇最初の公務!？」  
1989年1月7日、新元号政令の書類への署名。これが天皇の最初の公務。



写真⑨「新元号の発表」  
1989年1月7日、新元号「平成」を発表する小渕恵三官房長官。施行は1月8日午前零時から。「平成」は、「国の内外にも天地にも平和が達成される」という意味だという。



「戦後の内閣総理大臣の靖国神社と伊勢神宮参拝について」

内閣総理大臣の靖国神社参拝は、一九三八年日中戦争の時に堤康次郎（西武グループの創業者・第四四代衆議院議長）が、国会で「総理大臣の参拝」を求めたのが始まりだといわれています。それまでは、「軍人が軍人を祀る天皇のための神社」であるため、文官の参拝は問題外でした。

戦後の歴代首相の靖国神社参拝は何回か行われていますが、主に「例大祭」の時に参拝していました。一九七五年八月一五日に三木武夫首相の「私人」としての参拝が、敗戦記念日における首相参拝の始めです。二〇〇六年の小泉純一郎首相参拝以降、首相の靖国神社参拝はありません。

小泉純一郎首相の靖国神社参拝について、福岡地方裁判所（亀川清長裁判長）は、「裁判所が違憲性についての判断を回避すれば、今後と同様の行為が繰り返される可能性が高いといふべきであり、当該裁判所は、本件参拝の違憲性を判断することを自らの責務と考え、違憲と判示」（二〇〇四年）しています。また首相の伊勢神宮への初詣は、一九六五年一月の佐藤栄作首相参拝から、官公庁の「仕事始め」の日におおむね行われ、年頭記者会見まで行われるようになりました。

もちろん、この参拝は憲法二〇条に抵触する違憲行為であり、私たち日本キリスト教協議会（NCC）靖国神社問題委員会は毎年、伊勢神宮参拝を行わないように首相・政党などに要請すると共に、参拝が強行された時には、抗議声明を出しています。

Q 16

B. 政教分離

天皇は儀式によって特別な人になるのですか？

A16

戦前、天皇は「現人神」といわれましたが、戦後は憲法で「日本国の象徴であり、日本国民の統合の象徴」となりました。一九八九年一月八日、天皇の代替わり儀式が国の主権により執り行われ、「昭和」から「平成」へと年号が変わりました。

国が主催し公費を支出したことは、憲法第二〇条・第八九条の政教分離原則の違反となります。

「即位の礼・大嘗祭」は共に、皇室神道にのっとる宗教儀式にあたり、天皇が主権者であり、祭祀王であった旧憲法下で定められた式次第をほぼ踏襲するもので、現憲法の国民主権原理に反する行為ともなりません。

この一連の儀式の間、国民は喪に服し祭典を自粛する等、戒厳令下とも思えるような過剰警護が

敷かれ、国民へ著しい物理的・精神的圧迫がありました。

地方自治体の中でも東京都は、一連の代替わり儀式に積極的に関わり、「即位の礼」当日、都の有料施設の無料開放や都バス・都電の装飾運転等、国の儀式に呼応していました。

このような憲法に反する違憲の儀式のために、都の公費の支出を伴って国による違憲を助長する行為は、違憲違法な加担行為となります。

国が、天皇をことさら神格化するような神社神道の儀式にかかわる場合にこそ、日本国憲法の政教分離原則が貫かれるべきです。

## 天皇・天皇制に関する裁判にはどのようなものがありますか？

A17

「日の丸・君が代」は、明治時代以降は天皇による支配と侵略の象徴となってきました。

一九九八年八月「日の丸・君が代」が「国旗・国歌」とする法律が成立しました。そこで、東京都教育委員会は学校行事での「日の丸・君が代」を強制する通達を出しました。

キリスト者で東京都の小学校音楽教員であった

Aさんは、卒業式で校長から「君が代」のピアノ伴奏を指示され、信仰上の理由などで拒否をしました。その前年には校長の「日の丸」掲揚強行に関して、抗議の意味でピースリボンに似たリボンをつけたところ処分を受けました。それに対し思想・良心・信教・教育の自由を不当に制約するものとして二〇〇四年に提訴しましたが、二〇〇八

年に最高裁上告棄却になりました。

靖国神社は戦前、天皇の名で戦って亡くなった戦没者を勝手に「英霊」として合祀し、天皇制を維持するために国民が自分の生命を捧げるといって「靖国思想」を国民に植え付け浸透させる働きを担っていました。戦後、現日本国憲法により象徴天皇となりましたが、天皇制と深い関係が続いています。

今日でも、国のために生命を捧げることが強調する思想は生き続けています。靖国神社に祀られるかどうかは、本人や家族の意志を問われることもなく、国や靖国神社が定めるので、遺族による合祀取り下げ裁判が大阪、沖縄、韓国の遺族の方達によって起こされました。

## 「即位の礼・大嘗祭などをめぐる違憲訴訟のいろいろ」

「即位の礼・大嘗祭」をめぐる裁判には、大阪即位の礼・大嘗祭違憲訴訟（一九九五年大阪高裁判決・確定）、大分県知事基斎田拔穂の儀参列違憲訴訟（二〇〇二年最高裁判決）、鹿児島県大嘗祭違憲訴訟（二〇〇二年最高裁判決）、神奈川即位の礼・大嘗祭違憲訴訟（二〇〇四年最高裁判決）、東京即位の礼・大嘗祭違憲訴訟（二〇〇五年最高裁判決）などがあります。

また直接、「即位の礼・大嘗祭」をめぐる違憲訴訟ではありませんが、注目すべき違憲訴訟に「滋賀県新嘗祭献穀行事違憲訴訟」（一九九八年大阪高裁判決・確定）があります。

「献穀祭」とは皇室の宗教行事である「新嘗祭」に穀物を献上する神道行事ですが、この訴訟は、「宮中新嘗祭」への有志農民の献穀を滋賀県と近江八幡市が公金支出したことに對して、憲法の政教分離原則に反するとして、公金の返還を求めたもので、被告は知事と市長でした。

確定した大阪高裁判決では、被告側の「（献穀祭は）農業振興が目的で、宗教活動と言えない」という主張は退けられ、「農業振興などの目的のほか、献上される穀物に神聖さを付与するため、一貫して神道方式で儀式が行われ、全体として宗教的色彩が濃い」との判決が出されました。皇室関連行事への公金支出が違憲であるとの判決が出されたのは、初めてのことです。

津地鎮祭違憲訴訟で提起された、地方行政機関による神道行事などへの公金支出に対する見張り人としての眼が大切となります。

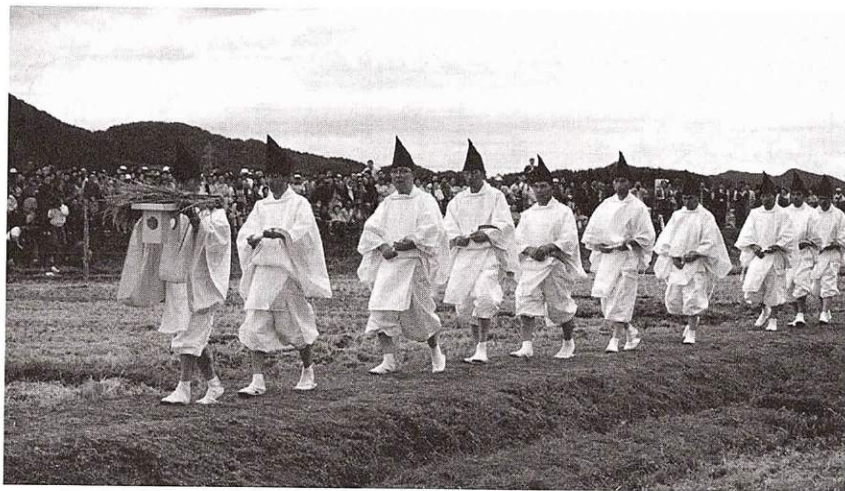


「即位の礼・大嘗祭違憲訴訟最高裁判決および問題点」

「即位の礼・大嘗祭」に国費が支出されたことに対する大阪即位の礼・大嘗祭違憲訴訟は、一九九五年の大阪高裁判決で確定しました。

大阪高裁判決では、原告が訴えた国費支出差止請求、違憲確認請求、損害賠償請求は退けられました。が、政府側の「憲法の趣旨に沿い、かつ、皇室の伝統等を尊重した」との主張に対して判決は、「大嘗祭」が「神道儀式としての性格を有することは明白」であり、「大嘗祭」に対して公的な「皇室行事」として「宮廷費」を支出したことは「目的効果基準に照らしても、少なくとも国家神道に対する援助、促進になるような行為として、(憲法二〇条) 政教分離規定に違反するのではないかとの疑義は一概に否定できない」との違憲判断を示し、原告側の実質勝訴でした。

「即位礼正殿の儀」についても、「旧登極令及び同附式を概ね踏襲しており、神道儀式である大嘗祭諸儀式・行事と関連つけて行われたこと、天孫降臨の神話を具象化したものといわれる高御座や剣、璽を使用したこと等、宗教的な様相を払拭しておらず、大嘗祭と同様の趣旨で政教分離規定に違反するのではないかとの疑いを一概に否定できない」との違憲判断を示しています。



写真⑩「秋田での抜穂の儀」  
秋田県で行なわれた「抜穂の儀」。こうした明らかに神道形式で行なわれた諸儀式に、何の疑問も抱かずに、各地の首長や公務員らが関わった。



写真⑪「大分での抗議行動」  
大分県で「抜穂の儀」に出席する知事への抗議行動。神道儀式に、首長が出席することは、明らかな政教分離原則に違反する行為である。この後各地で「政教分離原則違反」の行為に対しての提訴が続いた。



「宮中行事と三権の長」

古代天皇制国家の成立と共に、「皇室神道」も整えられました。「皇室神道」の中心は「新嘗祭」です。古代の天皇は祭司王として穀類などの収穫を祝うと共に、次の年の収穫を神々に祈るために収穫の祭祀（新嘗祭）を最も重要視してきました。新天皇の即位儀礼である「大嘗祭」は、在世中に行うただ一度の「新嘗祭」です。

明治政府は、それまでの江戸時代における形式的な存在に過ぎなかった天皇を歴史の舞台に登場させ、天皇親政の近代天皇制国家を誕生させました。一八六九年、明治天皇は、京都からレプリカの「三種の神器」を持って東京に来て、奠都が実現しました。

祭政一致の国家として出発した明治国家は、「天皇親祭」の二三の祭祀の内、「新嘗祭」と「神嘗祭」を除く、一一の祭典を創案しました。一九〇八年、天皇祭祀を体系化し整備した「皇室祭祀令」が皇室令第一号として公布されました。「大祭」には、天皇皇族及官僚を率いて、親ら祭典をおこなう」とあり、総理大臣などの三権の長らの祭祀への参加が法的義務とされました。

敗戦後の新憲法において、国家と宗教の厳格な分離が明記され、象徴天皇の行う皇室祭祀も天皇の私的行事とされるようになりました。「皇室祭祀令」も廃止され、皇室祭祀への三権の長の参列も無くなつたはずですが、現実には、依然として三権の長の私人としての参列が行われています。ここにも、曖昧な政教分離の現実があります。

Q 18

天皇明仁が東日本大地震被災地を訪問していますが…？

A18

日本国憲法のもとにある今日でも、戦前のような天皇の元首化を自論む勢力が、天皇の「巡幸」や皇族の「巡啓」を、天皇制に不可欠な規制的支配の中核として行い続けています。この天皇の行為は、憲法に定められた国事行為（七条）ではなく、憲法違反です。

心も体も疲れ果てた被災者たちが詰め込まれた体育館に、天皇・皇族が訪問しました。日本国が戦争の犠牲者を靖国の神として祀り、天皇が靖国神社を参拝すると、遺族たちは感慨にふけり、悲しみの気持ち喜びに変わってしまうという英霊顕彰のトリックと同様の行為です。天皇の行為は、問題の本質である政府・政治家・財界人の復興政策・原発政策の過ちと責任を覆い隠します。

原発で被爆しつつ作業をしている労働者を、「決死隊」と称えることも靖国の論理と共通します。復興に当たっての天皇制国家主義の台頭が、近づきつつある天皇代替わりの儀式Ⅱ即位・大嘗祭を盛り上げないよう注意しましょう。

国・天皇のためではなく、一人ひとりの人権を守る平和憲法を厳格に護る復興がなされるべきです。しかし国会では、大震災を利用し「非常事態条項」を憲法に加える名目で憲法改定への動きが顕著です。

天皇・天皇制に端を発する流れが、平和憲法に基づく命を大切にする復興を、大きく阻害し混乱を深め、民主主義国家崩壊へと向かわせていることに対して警告を発します。



## 天皇制と東日本大震災復興・原発問題への声明

戦後の日本国憲法は、天皇主権のもとに日本が起こした戦争を深く反省し、主権在民、平和主義、基本的人権の尊重を掲げて制定された。そして第1章の天皇条項では、天皇の存在や行為を憲法で厳密に規定している。しかし「象徴」という言葉を緩やかに解釈し、天皇の元首化を目論む勢力が台頭してきているのが現実である。天皇のいわゆる「巡幸」や皇族の「巡啓」は、戦中期を除く明治初期から現代まで、形態を変えながらも一貫して天皇制に不可欠な視覚的支配の中核であった。しかしこの天皇の行為は憲法に定められた国事行為（7条）ではなく、憲法違反である。

3・11という大災害における被災地での自衛隊活動の必要以上の露出、保守派勢力を中心とする原発推進、そして天皇の自衛隊機による被災地訪問、皇族の訪問は、この国の復興においての、天皇の戦争責任を回避してきた勢力によっての、天皇制の視覚的支配の目論みである。今回の天皇・皇族の被災地訪問も、高橋哲哉氏の言うあの靖国の「感情の錬金術」の論理が働いているといえる。つまり、国策の犠牲者である戦死者が靖国の英霊（神）とされ、天皇が靖国神社を参拝すると、それを見た家族は感慨にふけり、悲しくて死にたいくらいの気持ち喜びに変わってしまう、という“魔法”である。英霊顕彰のトリックである。そのような天皇の行為、天皇を用いる動きは、問題の本質を覆い隠す。つまりその背後の政治家、財界人、政府の復興政策・原発政策の過ち・責任を覆い隠すのである。

また現在、原発で被曝しつつ作業をしている労働者たちを、「決死隊だ」「皆で称えよう」と“顕彰”することも、天皇のために喜んで死に行く者たちをほめ称える「靖国」の顕彰の論理と共通している。その背後で、真に責任を持たねばならぬ人間の姿が見えなくなっていくのだ。このような、復興にあたっての天皇制国家主義の台頭が、もうじき来るであろう、民主主義・非戦平和をますます危うくする天皇の代替わり儀式＝即位・大嘗祭（天皇が神となる儀式）の盛り上げにつながらないように十分に注意したい。戦前からの天皇制国家主義的な流れが、靖国思想を底流にして出来つつある復興は、真実な復興とはいえない。

破壊された大地には、これまで以上の真の民主主義が生まれ出でるべきである。国・天皇のための復興ではなく、市民一人ひとりの人権と生存権を護る、平和憲法を厳格に護ることを基盤とした復興がなされるべきである。しかし今、国会では、この大震災を利用して「非常事態条項」を憲法に加えるという名目で、「憲法改定」への動きが顕著になって来ている。「新憲法定議院同盟」や、96条改憲発議要件の緩和をめざす議連などによるものである。5月18日には「参議院憲法審査会規定」が強行可決された。これで両院に「規定」が成立、「法的に改憲案の審議が可能」という危機的政治段階に入った。「非常事態条項」は必要ない。憲法前文は「全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免れ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する」と明記、25条・26条・27条と国民の生きる権利を保障しているからである。日本の深部に根づく天皇・天皇制に端を発する流れが、平和憲法に基づき一人ひとりの命を大切に作る復興を大きく阻害し、混迷をさらに深め、民主主義国家崩壊へと向かわせていることに警告を発する。

2011年9月27日

日本キリスト教協議会（NCC）靖国神社問題委員会  
委員長 辻子 実

## 「天皇制」とは何ですか？

「天皇制」は、天皇が国家の統治者となって国を治め、国民を統合していく「大日本帝国憲法」にあって定められた制度です。

「大日本帝国憲法」による「天皇制」は、いくつかの特色を持っています。

まず天皇は、日本国の元首であり、統治権の総覧者（全能の権力者）として位置づけられています。次に、国民を統治するために国家神道を作り、天皇を人間を超えた「現人神」に祭り上げました。「現人神」となった天皇は、崇拜の対象となり、人々に絶対的な忠誠と服従を強いることになりました。

さらに「現人神」としての天皇は、日本国民だけでなく、日本国以外の人々の忠誠心をも強要する

専制君主となりました。そのことにより、天皇の名を使って侵略戦争を起こすことになったのです。日本がアジア・太平洋戦争の敗戦により、天皇は象徴としての地位に変わりました。

敗戦後に制定された現在の日本国憲法は、天皇を国家の元首としてではなく、日本国と日本国民の象徴としての地位を付与する「象徴天皇制」としています。

しかし、この「象徴天皇制」に変わった今日でも、過去の天皇制に固執している勢力が、「君が代」斉唱、「日の丸」掲揚を強制することで、憲法の国民主権を危うくしているのです。

## コラム 11

## 「憲法と皇室典範」

新しい天皇はどのようにして選ばれるのでしょうか。皇位継承など、皇室の在り方についての基本的なことを決めている法律は「皇室典範」（一九四七年法律第三号）です。実は一八八九年に同じ名前前の「皇室典範」が作られていましたが、それは法律ではなく、皇室の自律的な家憲で、しかも過去の皇室制度の慣行や定めなどを参考に、皇室に都合のよいように作られたものでした。しかも「大日本帝国憲法」と同格の法律で、一般国民はこれに異を唱えることはできませんでした。

今の「皇室典範」では、皇位継承、皇族、摂政、成人年齢は十八歳、私たちの国籍や戸籍にあたる身分制度、皇族、皇室会議などが定められています。しかし、「皇位は男系の男子が継承する」など、神格化された天皇制度を固めるために重要な定めであった「旧皇室典範」の影響が強く残っていることも事実です。

今の天皇および皇族は、皇統譜という国民の戸籍に相当する独自の籍に記載されている特殊な状況ですが、同じ人間、同じ日本人として、私たちと交流を持ち、人間らしく生きていくことが望まれます。民主化が進めば、法律改正によって可能になるのかもしれませんが。

現在、国の主権は国民にあり、天皇は日本国憲法第一章第一条の定めで象徴となっています。今の「皇室典範」は、日本国憲法の下での法律ですから、基本的には私たちの代表者である国会議員を通じて改正が可能です。



昭和天皇には、戦争責任があると言われていますが…？

A20

昭和天皇の戦争責任は、歴史の事実として認識されていますので、昭和天皇は戦争責任を負わなければなりません。

大日本帝国憲法の下での昭和天皇は、国家元首であり、陸海軍の最高統帥権とうしゅけんを持つ者として、戦争の遂行から終了までのすべてにおいて、天皇の名前で命令が下されたからです。

満州事変として始まった天皇の軍隊による侵略戦争は、第二次世界大戦という世界大戦の渦の中で、アジア・太平洋戦争を起し、中国をはじめとする多くの国家に被害を与えました。

さらに、日本のアジアへの侵略過程において、二〇〇〇万人ともいわれるアジアの人々が殺害されたことをも認識すべきです。特に記憶すべきは、日本軍によって「軍隊強制慰安婦」にされた人々

の苦しみと惨状です。また、南京大虐殺などの人権軽視に伴う大量虐殺も決して忘れてはなりません。

日本国と同盟を結んでいたドイツは、戦争責任を痛感して、一九七〇年プラント首相が、ワルシヤワのユダヤ人追悼碑にひざまずいて過去の清算と克服に取組み、個人補償を含めて約六兆円（日本は賠償・準賠償を含め約六千億円）を支払ったことは、戦争への責任の取り方の一つと言えるでしょう。

## コラム 12

### 「戦後の天皇制」

戦前の天皇は、大元帥として戦争の最高責任者であり、軍事作戦に自分の意思を押し通した場合も少なくありませんでした。昭和天皇に戦争の最大責任があったことは免れることはできません。しかし敗戦後、占領政策に天皇のカリスマ性をおうとしたGHQ（連合国軍総司令部）は、極東国際軍事裁判（通称東京裁判）において天皇を訴追せず、戦犯から除外しました。一九四六年に公布された日本国憲法に明記されている主権者は国民ですが、その日本国憲法には「象徴としての天皇」が明記されました（第一条）。

GHQは、占領統治を円滑に進めるために「天皇制」の維持が欠かせないと考え、国民主権と「天皇制」を両立させようとするために、天皇を「象徴」としました。そしてすべての政治権力をはぎ取り、国政に関する権限をなくし、形式的・儀礼的な行事に専念する存在にしました。

しかし「象徴天皇」であっても、在位するだけで、戦前の価値観・慣例・人間関係・思考様式などを戦後に、そして現在にも引き継ぐ役割を果たしています。主権者である国民に対して、逆に権威や精神的支配力を示す結果となっているのが現実です。

このような中で一九九〇年に天皇明仁の「大嘗祭」が行われ、人間が神となる儀式が堂々と行われたことは、憲法違反であるだけでなく、民主的で理想的とされる天皇が、まったくの偽りの仮面であることを暴露しています。象徴天皇制の内側にある戦前からの変わらぬ暴力性を、私たちはしっかりと見えていかなければなりません。

### 天皇に個人の自由はあるのですか？

A21

天皇・皇族は、憲法二二条の「居住移転の自由」、「職業選択の自由」、「外国移住や国籍離脱の自由」などの人権を制限されています。天皇は、皇居以外に住むことは許されず、天皇をやめて自分で職業を選択することもできません。

天皇になったら、死ぬまで天皇であり続けなくてはなりません。さらには、二〇条で保障されている信教の自由もありません。天皇はひんぱんに皇室神道の儀式をしなくてはならず、神道以外の宗教に入信することも不可能です。

また、憲法では両性の合意という婚姻の自由（二四条）が保障されていますが、皇太子ら男子皇族の結婚は、皇室会議の議を経なければなりません。また女子の皇族は、結婚したら皇室を離脱す

ることが定められています。

天皇・皇族は、笑顔を絶やさないことが求められます。家庭内で様々な問題があったとしても、公には常に「理想の家庭、理想の夫婦」を演じなくてはならないのです。

二笠宮寛仁は、英国留学を機に国際親善にも強い関心を持ち、社会福祉に熱心に取り組もうとして、皇族としての身分に制約されることに悩み、結局離脱しなかったものの、一九八二年に「皇籍離脱発言」をして世間を騒がせたことがありました。

### 「女系天皇」とは何ですか？

A22

「女性天皇」とは、女性の天皇のことです。推古天皇や持統天皇など、一〇代にわたる八人の「女性天皇」がいたとされる一方「女系天皇」とは、母親だけが皇族である天皇のことで、これまで存在しないといわれています。

記紀神話によると、初代の神武天皇から第一二五代の天皇明仁まで、男系の血筋のみで続いてきたとされています。

その結果、皇室典範に、天皇の男系子孫のみが皇位を継承すると定められました。

「女系天皇」を認めない理由としては、古代から続いてきた天皇家の血筋に、皇統ではない男性を父親とする天皇が生まれることになり、その結果新しい天皇家を作ることになるので、そうしたこ

とを防がなくてはならないと考えたのでしよう。

天皇制の将来を心配し、愛子誕生（二〇〇一年二月）からしばらくして、皇室典範では認められない「女性天皇」の議論が始まり、同時に、「女系天皇」についての議論も始まりました。天皇制の存続を強く求める人々の中でも、「女系天皇」の是非については意見が分かれています。

二〇〇六年九月に、秋篠宮に、長男悠仁が誕生しました。天皇の資格を持つ男子の誕生により、こうした議論はひとまず納まっているようです。



A23

英国王の権限は、「権利章典」や「王位継承法」などの成文法で制限されています。そこで王が持っていた絶対的な権限を、少しずつ人民に移行させていきました。一方天皇は、明治初期から一九四五年の敗戦までは絶対的な君主でした。その後日本国憲法では、政治的な権限がない「象徴」となりましたが、「天皇を中心とした神の国」(森喜朗元首相)の発言のように、宗教性を内包した元首化を図ろうとする人々がいます。

英国王の戴冠式はウエストミンスター寺院で行われ、カンタベリー大主教が司式をします。大主教が聖エドワード冠を王の頭にかぶせ、会衆は一斉に「God Save the King (または Queen)」を唱和します。これはキリスト教の色合いの強い

儀式といえるでしょう。

「天皇制」を支持する人々の中には、このイギリスの戴冠式を引き合いにして、「天皇の即位儀式は宗教儀式だが、仏教の渡来より遙か昔から行われてきた日本人の民族信仰に基づくものであり、日本の文化伝統である」と主張します。しかし、「戴冠式」と「即位儀式」には決定的に違うものがあります。大主教と国王は、戴冠式を終えても人間のままです。ところが、天皇は一人の人間ではないはずなのに「大嘗祭」を通し、天皇の霊を受けて「神」になるのです。

## 第6章 私たちの課題

「象徴天皇」をどのように考えたらよいのですか？

A24

「象徴天皇」は、日本国憲法の本質から考える必要があります。

まず、現憲法には、「主権在民（国民主権）主義」・「基本的人權尊重主義」・「平和主義」の三つの基本原理があります。これらは現憲法の本質であり、憲法改正の対象とはなりえない原理です。象徴としての「天皇制」はこれらの基本原理との整合性が問われなければなりません。

「主権在民」の視点から見ますと、「君主政体」か「共和政体」なのかの問題となります。かつての明治憲法下の天皇は主権者でしたから、君主国であったことは明白です。が、現憲法下では、全く実権のない「象徴天皇」として「君主の性格をもたない共和国」となったといわざるを得ません。

しかし一般的な共和政体ではなく、君主制的要素が残存しており、現憲法の「象徴天皇」はきわめて微妙で特殊な地位であることがわかります。象徴天皇制と、英国型立憲君主制との違いは、天皇が祭祀の最高司祭であるという宗教的権威に關係します。

「大嘗祭」は、その宗教的権威を顕在化・神格化させ、国民以上の存在に至らせる大きな原因の一つであり、国家神道の否定という過去の歴史の教訓をあいまいにする「政教分離（二〇条）」の問題をはらんでいます。

現在の「象徴天皇」の姿とは何ですか？

A25

法的には実権のないはずの象徴としての天皇（七条の「国事行為」に限定）が、実体においては戦前と変わることのない大きな影響を与えていることが問題です。なぜこうなったのでしょうか。

敗戦後間もない世論調査で、アメリカでも「天皇を戦犯に」というのが圧倒的な声で、「天皇制」の存廃が緊急課題でした。

時あたかも米国はソ連との冷戦のただなかにあつて、日本の直接統治には一〇〇万人の軍隊が必要だとされました。

しかし当時の米国にはその余裕がなかったことから、マッカーサー（連合軍最高司令官）は、日本帝国主義の元凶である軍事力を払しょくする反面、天皇を実権のない「象徴」として存続させ、

間接占領統治をすること決め、しかも極東国際軍事裁判（東京裁判）開始前でないを実施不可能になるとして急いだのでした。そして鳩が平和の象徴であるかのように、天皇を国家の象徴とする「あいまい性」こそは、かつての明治憲法下の天皇が陸海軍の大元帥にして神聖不可侵者とする日本的考えと相通じています。他面それは、戦争責任をあいまい（無責任）にし、戦後補償が何一つ解決できない原因ともなっています。



「天皇制」に反対するというのは伝道の妨げとなるのではなぐらひしやうか？

A26

「天皇制」に反対することが、実際に伝道の妨げとなっていると考えるならば、キリスト者自身が、キリスト者であるよりも日本人であることを重んじる、「日本教キリスト派」として、キリスト教信仰を枝葉や飾り物として生きている事実をこそ直視するべきです。

それはとりもなおさず、かつての現人神である天皇の臣民（赤子）として、天皇のために命を捨て、信教・思想の自由を奪われ、人格を殺して生きた神格天皇制・軍国主義時代の体質を残している証拠です。

端的には、出エジプト記の「十戒」の第一項「あなたには、わたしをおいてほかに神があつてはならぬ」との聖書の言葉をどのように受止めているのかという問題です。

この第一項を貫くことは、この世では苦難の道を歩むことになりませんが、本当の自由を得る道であることを知らなければなりません。

日帝支配下の朝鮮で、神社参拝強制に対して苦難の道を選んだキリスト者たちが、死に至るまでに忠実に従った生き様を通して、イエスを主とする者の道を証しました。それに比べ、日本の多くのキリスト者は、生き延びることを優先し、敗北・妥協しました。伝道とは、地上の命よりも主を愛し、保身よりも隣人に仕えることを、生涯を通して伝えることではないでしょうか。

ドイツ告白教会—信仰を告白するとは？

キリスト者と教会は様々な時代の中で御言葉に聞き応答することによって、神への信仰を告白してきました。ユダヤの最高議会が「決してイエスの名によって話したり、教えたりしないように」（使徒言行録四章一八節）と命じた時、使徒たちが抵抗したことも、最高議会に対する抵抗である以上に、神に対する従順であり、神への信仰の告白の表れでした。

第二次世界大戦時のドイツにおいて、ナチ政権はドイツ全域の諸教派を帝国教会に統合させ、ドイツ民族主義を推進するアーリア条項を全教会に課せうとしました。これにはキリスト教を民族主義化したドイツ的キリスト教に変質させようとする狙いがありました。教会の本質が脅かされるこの事態の中で、ドイツ告白教会として集まったキリスト者たちはバルメン宣言（一九三四年）を宣言しました。この宣言はドイツ的キリスト教の誤謬を明らかにし、教会はキリストと神の言葉のみに従うというキリスト者と教会の本質を、国家に対してだけでなく自分たちに対しても明確にするものとなり、キリスト以外のものを主とする試みに断固抵抗する確信を多くのドイツのキリスト者に与えたのです。

バルメン宣言の序文には「我々が自分たちの奉じる種々の信仰告白に今も忠実であり、いつまでも忠実であり続けたいと切に願うがゆえに、沈黙していることは許されないのである。」と宣言されています。真の神以外のものが神とされようとする事態に際しては、いつの時代もキリスト者と教会は、イエスのみが主であることを告白するゆえに、神以外のものの神格化に抵抗する信仰の応答が求められるのです。